

令和 6 年度

# 社会教育委員等研修会

社会教育委員として、どのように取り組んでいくかを、みんなで考えよう！

新潟県内のつながりを広げる絶好の機会だよ！  
市町村を超えて、新潟県の社会教育を盛り上げていこう！



期日：令和 6 年 6 月 26 日(水)

会場：長岡市中央公民館

## 本日の研修内容

1 開会式（13:30～13:45）

2 講演会（13:45～14:45）

テーマ 「社会教育委員さんのモヤモヤ感の解消を目指す一提案」

講師 上越地区社会教育主事会 会長

上越市教育委員会名立区分室 次長 沢田 繁 様

≪ 休憩 ≫（14:45～15:00）

3 グループワーク（15:00～16:00）

小グループに分かれて情報交換

5 閉会式（16:00～16:15）

令和6(2024)年6月26日(水) 長岡市中央公民館  
社会教育委員等研修会 (主催:新潟県社会教育委員連絡協議会)

# 社会教育委員さんの モヤモヤ感の解消を目指す一提案

～ 社会教育行政の「要」の役割をあらためて考える ～



上越地区社会教育主事会 会長  
上越市教育委員会名立区分室 次長

沢田 繁

1

～ 本日の構成 ～

- 1 自己紹介
- 2 あらためて社会教育・公民館を考える
- 3 社会教育のさらなる充実に向けて  
(2つの提案)

社会教育行政に携わり学んできたこと  
(研究×、受け売りと拙論)



皆さんの学びを扇動



「知の循環」

2

# I 自己紹介

- 昭和44(1969)年1月生
- 日本福祉大学 社会福祉学部社会福祉学科 平成3(1991)年3月卒業  
社会教育主事任用資格＝大学時代に取得
- 上越地区社会教育主事会 会長 平成26(2014)年4月～
- 職・所属など  
上越市教育委員会名立区分室：次長  
新潟県生涯学習協会：社会教育推進委員会委員  
社会教育推進全国協議会：全国委員（新潟県担当）  
日本社会教育学会・林業経済学会

## ◎社会教育歴 20/34年

- ・平成3(1991)年4月～旧西頸城郡名立町役場入職  
住民課福祉係：児童福祉、老人保健福祉計画の策定、高齢者福祉施設の整備を担当  
産業課振興係：ほ場整備や集落排水など農水省所管公共事業の事務、商工振興を担当
- ・平成11(1999)年4月～旧名立町教育委員会教育課生涯学習係 社会教育主事補
- ・平成12(2000)年4月～旧名立町教育委員会教育課生涯学習係 社会教育主事

===== (市町村合併) =====

- ・平成17(2005)年1月～ 上越市教育委員会名立区分室教育・文化グループ 主任
- ・平成21(2009)年4月～ 上越市教育委員会生涯学習推進課社会教育係 主任  
青少年育成会議の立ち上げ、社会同和教育を担当
- ・平成24(2012)年4月～ 上越市教育委員会生涯学習課 生涯学習係長  
地区公民館の再編などを担当
- ・平成25(2013)年4月～ 上越市農業委員会事務局 農政係長  
農業者年金、参考賃借料などを担当
- ・平成29年(2017)4月～ 上越市役所農林水産部農村振興課 副課長  
農産物の販売促進や食育の推進を担当
- ・平成31(2019)年4月～ 上越市教育委員会名立区分室 教育・文化グループ長  
兼 上越市役所名立区総合事務所 市民生活・福祉グループ長
- ・令和6(2024)年4月～ 上越市教育委員会名立区分室 次長

# 2 あらためて社会教育 ・公民館を考える

平成17(2005)年1月1日の市町村合併～

## ◎「社会教育」とは何か？

「社会教育」を实践する

## ◎「公民館」とは何か？

7

市町村合併の議論に参加し揺れ動く中で

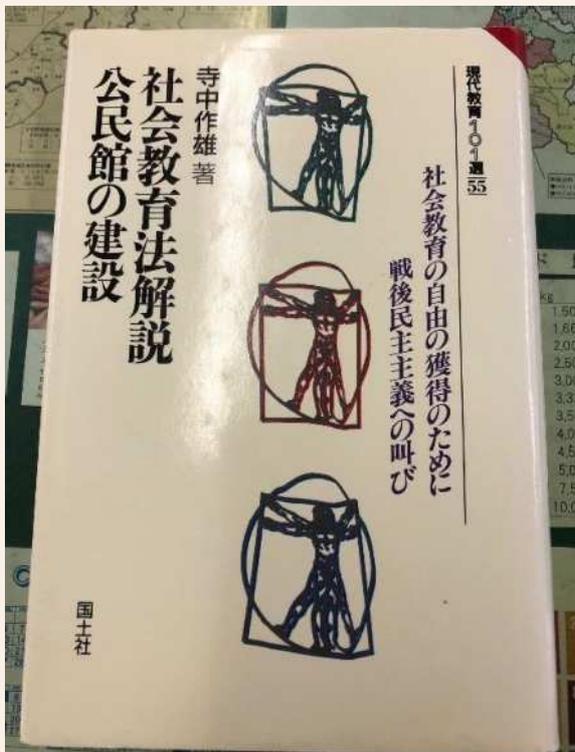
## 「原点に返れ」というお師匠の至言(遺言)



聖籠町・手島勇平氏と私

8

# 1) 原書から学ぶ



文部事務次官通帳  
「公民館の設置運営について」  
昭和21(1946)年7月



## 『公民館の建設』

発行:昭和21(1946)年9月

著 文部省社会教育課長

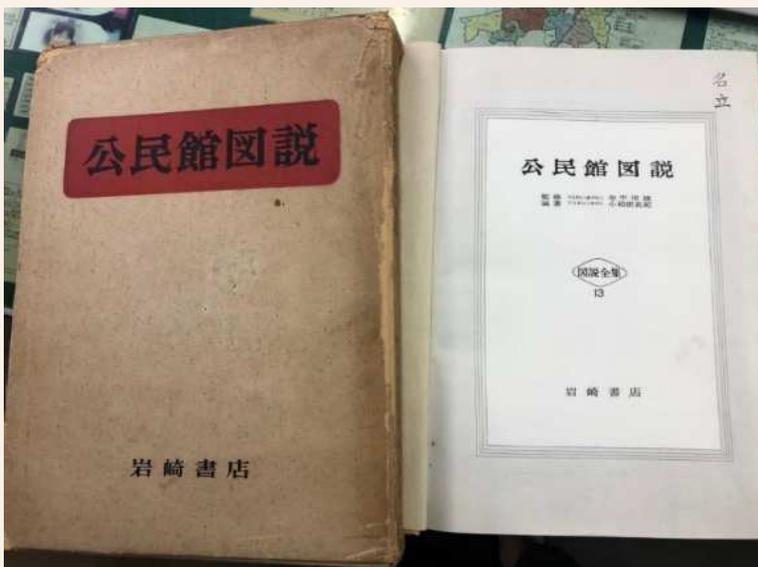
**寺中作雄**

明治42(1909)年生まれ・神戸市

敗戦後、何をしなければならないか・・・

- ① 民主主義と平和主義の理念を身につける
- ② 教養と文化の香り高い人格を磨く
- ③ 産業を興し、政治を立て直し、地域の生活を豊かにする

➔ 公民館で



## 『公民館図説』

発行：昭和29(1954)年11月

公民館の設置を説明する解説書

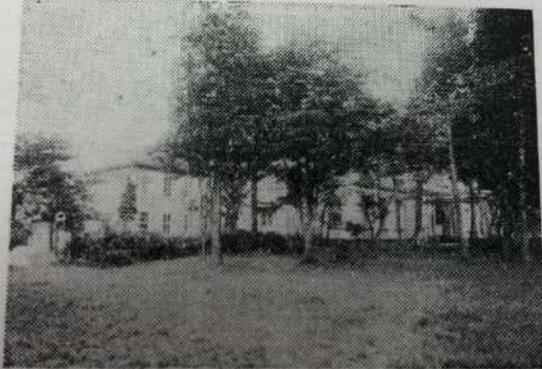
昭和 29 年度全国公民館設置状況 昭和 29 年 4 月 1 日現在

都府県	市町村数			設置市町村数			設置率	本館数			分館数			個人
	市	町	村	市	町	村		市	町	村	市	町	村	
北海道	16105	154	278	10	52	65	0.127	0	88	72	0	160	0	297
青森	3 33	127	163	1	24	69	0.94	57	1	24	69	0	94	7
岩手	8 28	166	201	5	32	128	1.168	78	26	24	129	1	180	118
宮城	5 49	136	189	5	49	136	0	189	100	8	49	137	0	194
秋田	8 46	180	204	7	46	180	0	203	99	27	46	180	0	223
山形	5 30	184	219	4	25	155	0	194	88	4	25	173	0	202
福島	11 67	269	327	11	67	263	0	327	100	11	67	263	6	327
茨城	9 46	270	285	8	43	243	0	291	90	7	20	57	0	84
栃木	8 35	112	155	7	33	103	0	143	52	7	44	113	0	164
群馬	10 31	120	161	9	9	31	0	49	30	23	18	60	0	91
埼玉	9 48	200	217	9	33	185	0	233	73	100	35	185	0	324
千葉	13 73	153	229	11	61	130	0	181	76	15	61	120	0	195
東京	30 16	69	104	5	6	7	0	18	18	5	6	7	0	18
神奈川	6 35	71	114	6	25	44	0	75	45	12	29	40	0	81
新潟	13 43	306	361	13	43	306	0	361	100	41	43	302	0	385
富山	8 25	51	84	8	25	50	0	83	53	32	57	55	0	232
石川	4 20	110	134	4	20	110	0	130	100	88	55	111	0	294
山梨	2 21	166	189	1	15	101	1	119	63	1	15	101	0	119
長野	9 28	299	346	9	28	298	1	346	100	9	28	298	1	346
岐阜	10 48	194	243	10	47	178	0	232	66	62	61	128	1	281
静岡	15 46	193	254	6	28	72	0	106	41	11	30	73	0	114
愛知	17 76	114	206	15	40	97	0	158	77	94	50	123	0	257
三重	8 35	226	289	8	35	180	1	224	83	8	35	182	0	226
滋賀	4 24	126	164	4	20	89	1	114	74	11	19	89	1	120
京都	4 25	119	148	4	15	91	0	110	74	6	28	94	1	128
大阪	18 42	77	137	13	15	39	0	63	46	14	15	35	0	64
兵庫	16 59	240	314	11	65	200	0	266	61	19	55	200	0	274
奈良	4 28	93	125	5	18	73	0	97	77	14	21	74	0	110
和歌山	5 29	160	194	4	29	157	19	110	97	13	31	164	1	198
鳥取	3 25	79	105	3	25	79	0	105	100	13	48	80	1	141
島根	7 29	122	268	7	15	64	0	86	54	43	26	64	0	133
岡山	10 67	165	232	8	48	127	0	183	79	39	50	123	0	238
広島	10 63	206	279	9	27	112	0	148	63	23	33	121	0	177
山口	13 24	119	166	12	15	58	0	86	55	47	16	63	0	129
徳島	3 42	77	121	3	35	63	0	101	83	8	30	94	0	132
香川	4 22	118	144	4	19	94	0	117	82	45	44	127	0	226
愛媛	6 43	163	212	4	38	130	0	169	79	13	44	64	0	110
高知	3 26	103	142	3	20	73	0	96	67	17	57	109	0	233
福岡	17 67	159	233	12	64	196	0	233	100	40	20	69	0	139
佐賀	6 19	68	93	6	17	18	0	83	100	15	48	83	0	176
長崎	6 48	97	151	6	42	81	0	129	85	15	48	83	0	308
熊本	6 41	269	305	5	40	203	0	303	89	6	40	203	0	308
大分	7 40	148	196	6	31	105	0	142	74	23	39	105	0	167
宮崎	6 25	47	79	6	26	47	0	79	100	6	26	47	0	79
鹿児島	9 44	62	115	7	39	42	0	88	76	7	39	42	0	88
合計	398 1844	6775 9	9117 323	1469 2365	137 7	200		1117 1799	3111	13 8	141	2281 1839	18 406	41 28

昭和29年度全国公民館設置状況

- ①福岡県 2,799施設
- ②熊本県 2,204
- ③佐賀県 1,874
- ④長野県 1,856
- ⑤兵庫県 1,508
- ⑥新潟県 1,442
- ⑦茨城県 1,334
- ⑧福島県 1,236
- ⑨長崎県 1,208
- ⑩鹿児島県 1,207

レクリエーション (2)



新潟県高田市公民館



楽しいスクエアダンス  
新潟県高田市公民館

新潟	24	(2)	山辺里村公民館	岩船郡山辺里村	(1) 4,614人 (2) 農業	(1) 専任 1 (2) 兼任 10
	25	(3)	直江津町公民館	中頸城郡直江津町	(1) 18,642人 (2) 工業, 商業	(1) 専任 4 (2) 兼任 1
新潟	26	(4)	葛塚町公民館	北蒲原郡葛塚町	(1) 10,293人 (2) 農業, 商業	(1) 専任 4 (2) 兼任 1
	27	(5)	金沢村公民館	佐渡郡金沢村	(1) 7,270人 (2) 農業	(1) 専任 4 (2) 兼任 24

現在の村上市

新潟

現在の新潟市北区

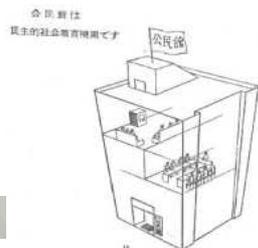
旧佐渡郡金井町

# 公民館の機能

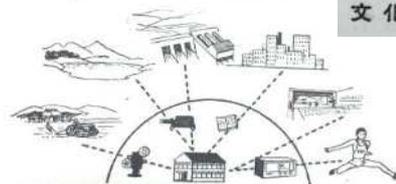
『公民館図説』より

公民館は  
民主主義の訓練場です

公民館は  
民主的社會教育機関です



文化交流の場です



公民館は村の茶の間です



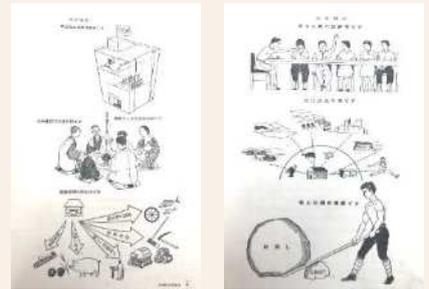
産業振興の原動力です



郷土振興の機関です



- ① 民主的社会教育機関
- ② 村のお茶の間
- ③ 産業振興の原動力
- ④ 民主主義の訓練場
- ⑤ 文化交流の場
- ⑥ 郷土振興の機関



## 社会教育法 第2条から (昭和24(1949)年)

(公民館で何をやるか…)

…学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう

 文部事務次官通牒と社会教育法のギャップ  
**昭和21年の事務次官通牒の原点に立ち戻る必要性**

## 2) 自分でも考えてみた

毎日の生活の中で…

「あれ、△△はおかしいぞ〜」

「もっと〇〇になったらいいな〜」

(あなたの問題意識) →



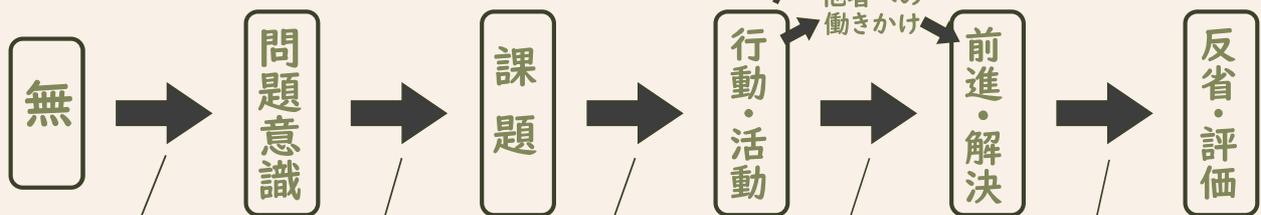
 人に聞く

 図書やインターネットで調べる

 公民館に行く

## 毎日の生活をよくする過程

資金が必要ななら  
企画・まちづくりの部局などへ



問題意識を持つことで気づく楽しさを醸成する学び

課題に気づく学び、課題を明確化する学び

課題解決に向けた過程と方法に気づく学び

行動・活動・試行錯誤を支える学び

反省・評価を支える学び、次の意欲を喚起する学び

## 主体＝住民

社会教育主事（公民館主事）がお手伝い・・・叱咤激励

令和6年1月1日(月)16:10頃

# 能登半島地震 発生!

→はじめて津波を目の当たりに  
避難場所・方法などが町内会の課題に

23

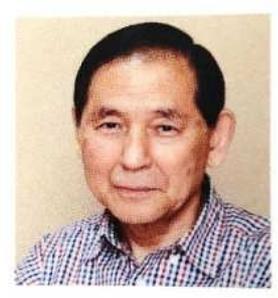
## ◎町内会と公民館で

- 1/10(水) 地震対応の振り返り
- 1/10~31 住民アンケート
- 3/17(日) まちづくりフォーラム(公民館講座)
- 避難場所・方法などの見直しにも公民館が協力予定



講師 新潟大学：卜部厚志教授

24



## 片野親義さん

1944(昭和19)年 村上市出身 2021(令和3)年逝去  
さいたま市教育委員会社会教育主事、公民館長  
社会教育推進全国協議会事務局長、日本公民館学会副会  
長、大東文化大学非常勤講師などを歴任

**生活課題・地域課題に関わる学  
びを大切にしながら、地域を豊  
かにする主体を形成するために  
学び、活動し、連帯しあう地域  
づくりの拠点**

自著『公民館職員の仕事』から

# 3 社会教育のさらなる 充実に向けて

今日は、全県から社会教育委員が集まっている…

その中で、沢田は、社会教育や公民館について語った。  
まあ～、一理くらいはあったな。

「じゃー、うちの市(町・村)は、  
県内でも、社会教育・公民館は  
充実している方か  
な～!?!」



27

◎「充実」を計るバロメーターは？

発令されている

1) 社会教育主事の数

2) 社会教育委員の会議の回数



※研究者ではない、一社会教育行政担当者の実感から

28

# 1) 社会教育主事について

## ■ 社会教育主事とは… (社会教育法から)

(社会教育主事及び社会教育主事補の設置)

第9条の2 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。

2 略

(社会教育主事及び社会教育主事補の職務)

第9条の3 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

2 社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。

3 略

## ■社会教育主事とは… (教育公務員特例法から)

(定義)

第2条 この法律において「教育公務員」とは、…略… 教員及び部局長並びに教育委員会の専門的教育職員をいう。

2～4 略

5 この法律で「**専門的教育職員**」とは、指導主事及び社会教育主事をいう。

(研修)

第21条 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

(研修の機会)

第22条 教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

## ■社会教育主事とは…

1万人未満の自治体は猶予

◎都道府県・市町村教委に必置

◎教育公務員・専門的教育職員

①社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を

②地域学校教育活動で学校に助言

■社会教育主事・・・ お聞きします

# 貴教育委員会事務局に 何人発令されていますか？

■社会教育主事配置人数

文科省「社会教育調査」資料から



平成11(1999)年 6,035人  
 平成20(2008)年 3,004人  
 令和3(2021)年 1,451人



## 社会教育主事に求められる能力（専門性）

- ①生涯学習・社会教育の意義等、教育上の **基礎的知識**
- ②地域課題や学習課題の **把握・分析能力**
- ③社会教育行政の戦略的展開の視点に立った **施策立案能力**
- ④多様な主体との連携・協働に向けた **ネットワーク構築能力**
- ⑤学習者の特性に応じてプログラムを構築する **学習環境設計能力**
- ⑥地域住民の自主的・自発的な学習を促す **学習支援能力**

『社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について』  
(平成29年8月31日 文科省社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会)



## 公民館職員に求められる機能

- ①住民の相談相手・生活診断者 (Counsellor, Consultant)
- ②住民の生活課題・学習課題を明確化 (Clarifier)
- ③関係機関・団体の連絡調整者 (Coordinator)
- ④ケースワーカー (Case Worker)
- ⑤一住民としての協同者 (Co Partner)

『公民館職員の原点を問う』 月刊社会教育1984(昭和59)年6月号(No.329)  
大橋謙策(日本社会事業大学名誉教授、日本社会事業大学元学長)

※新潟県下の市町村では、社会教育主事の発令を受けた職員が、公民館で公民館主事・公民館職員として勤務している例がほとんどであり、上記論文は、『社会教育主事の原点を問う』と、読みかえることもできる。

## 教育公務員特例法

(研修)

第21条 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。



社会教育主事の **矜持**



主体的な力量形成の場

**上越地区社会教育主事会**

## 今日の提案①

(関心を持って欲しいこと)

社会教育主事の  
継続的な養成と配置(数)

## 2) 社会教育委員の活動 について

39

### ■ 社会教育委員とは… (社会教育法から)

(社会教育委員の設置)

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

(社会教育委員の職務)

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

① 社会教育に関する諸計画を立案すること。

② 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

③ 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

40

## ■社会教育委員制度の目的は…

…民間人で社会教育に優れた意見を有する人々の卓見良識を社会教育の施策の上に実現せしめようとするもの…

『社会教育法解説』昭和24年5月  
寺中作雄



## ■社会教育委員制度の役割とは…

### ◎社会教育に関し教育委員会に助言

- ①社会教育に関する諸計画の立案
- ②教育委員会の諮問に意見
- ③必要な研究調査
- ④青少年教育特定事項で助言と指導

## ■ 社会教育委員の会議・・・ お聞きします

# いつ、どんな内容で 開催されていますか？



43

## ■ 「置くことができる」との規定であるが…

- 教育振興基本計画の社会教育関連分野の立案
- 上記の進捗管理
- 上記を受けた年度ごとの事業・予算案
- 関連事業の評価
- 教育委員会内の社会教育関係組織の改廃
- 公民館など社会教育施設の再配置
- 関連人事・社会教育主事の採用・配置

⇒ 社会教育委員の会議の議題に

44

## ■ 社会教育委員の会議（例）

### ① 事業の方針（当該年度の計画立案）

（担当課で具体的な事業化）

### ② 具体化され形になった事業の検討

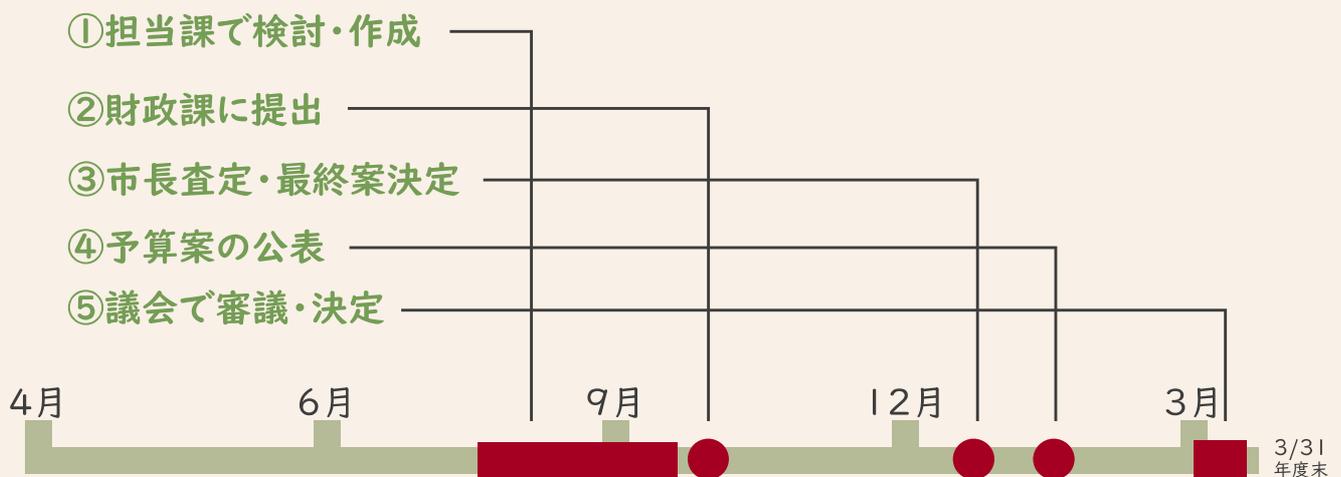
（検討をうけて担当課で事業のブラッシュアップ）

### ③ 事業の最終型・予算要求案の確認

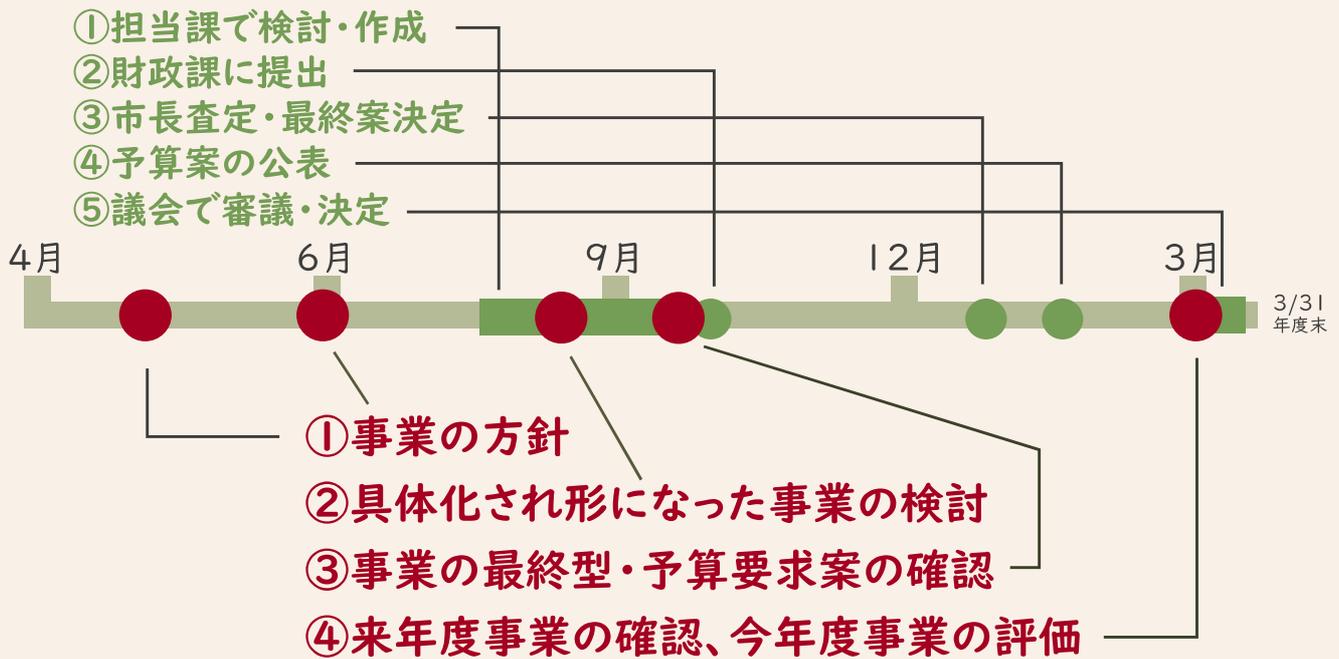
（財政課の査定、復活におけた議論など）

### ④ 今年度事業の評価、来年度事業の確認

## ■ 市町村の予算編成作業例



## 社会教育委員の会議の開催例



※事業の評価のため、年間を通じて事業に参加する委員も

## 今日の提案②

(関心を持って欲しいこと)

# 社会教育委員の会議

# 適時に必要な回数開催する

## ◎あらためて…

- 教育振興基本計画の社会教育関連分野の立案
- 上記の進捗管理
- 上記を受けた年度ごとの事業・予算案
- 関連事業の評価
- 教育委員会内の社会教育関係組織の改廃
- 公民館など社会教育施設の再配置
- 関連人事・社会教育主事の採用・配置 など

主体的に…

# 社会教育委員の会議で協議を

49

## ～まとめ～

社会教育に優れた意見・卓見良識を有する

### 社会教育委員



6つの能力が期待される、能力を持つ

### 社会教育主事



自ら拓こうとする

### 住民・地域

➡ 社会教育行政の「要」としてしっかり位置付ける

50



# おわり

ご清聴ありがとうございました

## グループワーク

テーマ：「モヤモヤ感解消のヒントを見つけよう」

### グループワークの流れ

**【前半】** 講演会の感想を発表し、グループで共有する。

心に残ったこと、改めて気づかされたことなど、グループで自由に感想を伝える。

**【後半】** 次の①、②のどちらかについて発表し、グループで共有する。

社会教育委員、または行政担当職員として、

- ① 「素朴な疑問」「悩み」「今さら聞きにくいこと」など、普段抱えているモヤモヤ感
- ② それぞれの地域で「取り組んでいきたいこと」「やってみたいこと」など、これからチャレンジしたいこと

→ 周りの人は、感想やアドバイスを述べたり、地域の具体的な活動を紹介したりする。それぞれが抱えるモヤモヤ感やこれからチャレンジしたいことについて、グループの全員で一緒に考えてみましょう。

**【グループメンバー】**

**【グループ内での意見】**

## 令和5年度社会教育委員活動状況

市町村	事業名	期日	会場	参加数	主な内容
上越市	第1回社会教育委員会議	4月24日	上越市教育プラザ	15人	令和4年度事業報告、令和5年度事業計画
	社会教育事業 事業訪問	5月～3月	市内全域	8人	社会教育事業に参加し、事業に対する意見や提案を市に対して行う。
	上越地区社会教育委員連絡協議会 総会・研修会	6月23日	直江津学びの交流館	15人	総会・研修会への参加
	上越市教育委員会同和問題現地研修会	7月12～13日	白山会館	7人	研修会への参加
	第2回社会教育委員会議	8月25日	直江津学びの交流館	12人	令和6年度社会教育の方針、社会教育事業の「学びのグランドデザイン」について
	第23回新潟県社会教育研究大会 胎内大会 分科会発表内容練習会	10月6日	直江津学びの交流館	9人	分科会発表の内容確認・意見交換
	第23回新潟県社会教育研究大会 胎内大会	10月18日	胎内市産業文化会館	7人	研修会への参加、分科会発表
	上越地区社会教育委員連絡協議会 生涯学習現地研修会	10月25日	糸魚川市内	6人	研修会への参加
	第3回社会教育委員会議	2月21日	上越市教育プラザ(オンライン併用)	17人	令和6年度事業計画・予算案
糸魚川市	社会教育委員会議兼生涯学習推進委員会 3回	4月18日 11月20日 3月25日	糸魚川市役所等	15人 12人 13人	糸魚川市生涯学習推進計画実施計画の進捗管理、策定を行う。
	第3次生涯学習推進計画策定委員会 4回(社会教育委員含む)	6月12日 8月22日 11月20日 2月14日	糸魚川市役所等	14人 12人 12人 14人	第3次糸魚川市生涯学習推進計画(R6～R10)の策定を行う。
	生涯学習現地学習会	10月25日	糸魚川市内	7人	プラタモリで紹介された糸魚川市のジオパークについて歴史や文化を学び、その中で社会教育委員同士の交流を図る。
妙高市	第1回社会教育委員会議・公民館運営審議会	5月26日	新井総合コミュニティセンター	14人	令和5年度妙高市生涯学習課事業計画等への意見聴取
	第1回社会教育委員の会	5月26日	新井総合コミュニティセンター	14人	「参加型部会」と「活動発表部会」の活動計画
	参加型部会	随時	市内全域	15人	生涯学習・社会教育事業に参加し、事業評価シートを作成・提出
	活動発表部会	随時	市内全域	7人	県社会教育研究大会分科会発表に繋がる事業の検討
	上越地区社会教育委員連絡協議会の事業への参加	随時	上越地区全域	—	総会、研修会、情報交換会/現地学習会(糸魚川市)/『社会教育情報』編集等
	第2回社会教育委員会議・公民館運営審議会	12月8日	新井総合コミュニティセンター	10人	令和5年度妙高市生涯学習事業の取組状況/令和6年度の事業計画・方向性(案)への意見聴取
	第2回社会教育委員の会	12月8日	新井総合コミュニティセンター	11人	「参加型部会」事業評価シートを基にした協議/「活動発表部会」県社会教育研究大会参加報告
	社会教育委員への情報提供	随時	電子メールの活用	—	社会教育委員の資質向上に寄与する情報提供
会議・研修会等への参加支援	随時	県内全域	—	オンライン会議支援/公用車の手配	
長岡市	社会教育委員の会議(第1回)	6月16日	長岡市中央公民館	20人	今年度の方針の共有及び活動内容等の協議
	自主研修の実施	9月28日	市内栃尾及び山本地域	18人	当該地域の団体を視察し、特色ある取り組みなどを研修
	社会教育委員の会議(第2回)	11月29日	長岡市中央公民館	20人	自主研修の視察報告、意見交換及びまとめ
	社会教育委員の会議(第3回)	2月21日	長岡市中央公民館	20人	今年度及び任期2か年の活動のまとめ、来年度の計画等の協議
三条市	社会教育委員会議	4月19日	三条市中央公民館	7人	第3次三条市生涯学習推進計画(令和5年度版)(案)について
	社会教育委員会議	6月13日	三条市中央公民館	13人	第3次三条市生涯学習推進計画(令和5年度版)について青少年育成センター運営委員の推薦について令和5年度社会教育団体等補助金について
柏崎市	社会教育委員の会議	6月21日	市民プラザ	12人	辞令交付、講話(中越教育事務所)、役員の選任、活動計画、第四次生涯学習推進計画進行管理、自主研修
	社会教育委員の会議	12月22日	天候状況により中止	—	—
	社会教育委員の会議	1月18日	市民プラザ	11人	第四次生涯学習推進計画進行管理、R6社会教育研究大会、令和6年度社会教育研究大会、自主研修
	自主研修視察・調査	複数日	各公民館分館	13人	公民館分館との連携を目指すために各公民館分館を視察・調査

小千谷市	中越地区社会教育研究集会 小千谷・魚沼大会	8月10日	魚沼市小出郷文化会館	5人	大会運営及び研究集会への参加
	社会教育委員の会議	8月30日	小千谷市民会館	9人	小千谷市生涯学習推進計画の令和5年度実施計画及び進捗状況についての意見聴取、今後の活動における意見交換
	社会教育委員の会議	3月27日	小千谷市民会館	6人	令和5年度生涯学習推進計画実施状況についての報告、令和6年度社会教育関係主要事業への意見聴取、小千谷市の社会教育への助言
加茂市	第1回社会教育委員の会議	7月4日	加茂市役所	6人	年間予定、市の社会教育事業
	第2回社会教育委員の会議	12月1日	加茂市役所	1人	活動状況の共有
	合同研修会	2月21日	加茂市公民館	4人	公民館運営審議会委員と合同研修
十日町市	社会教育委員の会議	8月4日 1月23日	十日町市中央公民館	12人	令和5年度社会教育事業計画、公民館のコミュニティセンター化進捗状況、社会教育施設使用料の見直し ほか
	令和5年度社会教育委員等 研修会	6月28日	新潟市黒崎市民会館	6人	研修に参加
	第62回中越地区社会教育研究集会	8月10日	魚沼市小出郷文化会館	6人	研修に参加
見附市	社会教育・スポーツ推進 審議会	6月29日	見附市中央公民館	14人	令和4年度事業実施報告／令和5年度事業計画
	大人のための書の講座	1月17日	見附市中央公民館	17人	新春市民書初展の課題「春」を好きな書体で書く
	社会教育・スポーツ推進 審議会	2月22日	見附市中央公民館	16人	社会教育関連事業見学 記録シートの報告
燕市	社会教育委員の会議	7月10日	燕市中央公民館	8人	令和4年度活動報告、令和5年度活動計画他
	社会教育委員による自主研 修会	年12回	燕市中央公民館	毎回 4～6人	社会教育委員による自主的な研修活動 スマホ相談会の開催など
	弥彦村との情報交換会	1月29日	燕市中央公民館	5人	新潟県社会教育研究大会についての打ち合わせ、意見交換
魚沼市	中越地区社会教育研究大会小 千谷市・魚沼市大会	4月12日	魚沼市役所本庁舎	1人	第1回実行委員会 ※小千谷市委員も出席
	中越地区社会教育研究大会小 千谷市・魚沼市大会	7月19日	魚沼市役所本庁舎	2人	第2回実行委員会 ※小千谷市委員も出席
	中越地区社会教育研究大会小 千谷市・魚沼市大会	8月4日	魚沼市役所本庁舎	2人	第3回実行委員会 ※小千谷市委員も出席
	中越地区社会教育研究大会小 千谷市・魚沼市大会	8月10日	魚沼市役所本庁舎	4人	大会終了後、研究集会振り返り
南魚沼市	社会教育委員の会議	4月20日	南魚沼市中央公民館	9人	令和4年度事業報告及び令和5年度事業計画、意見交換
	中越地区社会教育研究集会	8月10日	小出郷文化会館	4人	集会への参加
弥彦村	任命式、第1回委員の会	4月26日	弥彦総合文化会館	13人	5年度活動計画
	第2回委員の会	6月6日	弥彦総合文化会館	9人	弥彦ユースプランナー、あいさつ運動、たより
	夏のあいさつ運動強調週間	7月 10～16日	村内各地	延べ60人	村内6か所であいさつ呼び掛け活動
	第3回委員の会	7月13日	弥彦総合文化会館	9人	弥彦ユースプランナー、あいさつ運動、たより
	弥彦ユースプランナー	7月29日	弥彦総合文化会館	18人	任命式、協議体験
	第4回委員の会	9月12日	弥彦総合文化会館	11人	弥彦ユースプランナー、あいさつ運動、たより、地域づくり交流会
	弥彦ユースプランナー	10月15日	弥彦総合文化会館	20人	協議（理想の村にするための具体策）
	秋のあいさつ運動強調週間	11月 6～12日	村内全域	延べ60人	村内7か所であいさつ呼び掛け活動
	第9回地域づくり交流会	11月25日	役場大ホール	34人	社教委の報告、若者を活かすための協議
	第5回委員の会	1月23日	弥彦総合文化会館	10人	年度末評価、次年度への提言作成
	教育委員会との懇談会	3月1日	役場別館	14人	教育委員会との懇談会（年度活動、次年度提言等）
	弥彦ユースプランナー	3月10日	弥彦総合文化会館	20人	村への提言書の作成
広報紙「むすぶ」発行	年間4回	回覧板、村ホームページ、 インスタグラム		生涯学習、社会教育に関する情報発信	
田上町	第1回社会教育委員会	7月28日	末広館	11人	社会教育委員の役割等の説明
	第2回社会教育委員会	10月3日	田上町交流会館	12人	令和5年度事業計画経過報告等
	第3回社会教育委員会	3月26日	田上町交流会館	11人	令和6年度事業計画（案）等
出雲崎町	社会教育委員等研修会参加	6月28日	新潟市黒崎市民会館ホール	2人	社会教育の学習
	中越地区社会教育研究集会小 千谷・魚沼大会参加	8月10日	魚沼市小出郷文化会館	3人	社会教育の学習
	新潟県社会教育研究大会参 加	10月18日	胎内市（オンライン視聴）	3人	社会教育の学習

湯沢町	第1回社会教育委員会議	5月25日	湯沢町公民館	11人	令和4年度社会教育事業・公民館事業実施報告 令和5年度生涯学習実施計画
	第2回社会教育委員会議	11月21日	湯沢町公民館	11人	令和5年度生涯学習実施状況中間報告 令和6年度生涯学習関係当初予算
	第3回社会教育委員会議	3月15日	湯沢町公民館	11人	今年度の事業について 令和6年度生涯学習実施計画（案）
津南町	第1回社会教育委員会	5月10日	津南町文化センター	7人	令和5年度事業計画
	社会教育委員等研修会への参加	6月28日	新潟市	3人	講演会・グループワーク
	人権教育指導者研修会への参加	7月28日	津南町文化センター（オンライン）	4人	講演会・グループワーク
	中越地区社会教育研究集会への参加	8月10日	魚沼市	4人	講演会
	視察研修	10月2日	妙高市	3人	鳥坂城跡保存会の活動視察
	県社会教育研究大会への参加	10月18日	津南町文化センター（オンライン）	4人	講演会・事例発表
	第2回社会教育委員会 町公民館事業への協力 （新春娯楽大会）	12月18日 1月21日	津南町文化センター	6人 8人	令和5年度事業経過報告町公民館事業への協力 餅つき・雑煮作り・事業運営補助
刈羽村	社会教育委員会議	5月8日	刈羽村役場	7人	令和5年度事業計画
	社会教育委員会議	11月29日	刈羽村役場	6人	令和5年度事業計画経過報告 社会教育関係団体関係協議
	社会教育委員会議	3月1日	刈羽村役場	6人	令和5年度事業計画経過報告
新発田市	「子どもの生きる力を育む方策についての提言」に係る調査報告書の手交式	5月16日	新発田市豊浦庁舎	4人	提言に関する調査報告書を教育長へ報告・懇談会
	第1回社会教育委員の会議	6月21日	新発田市生涯学習センター	10人	令和4年度事業実績・令和5年度事業計画他
	まちづくりドラフト会議 f ou Youth	2月5日	新発田市民文化会館	4人	新発田市内の高校生や大学生による、まちづくりに関する提案発表会への参加
	成人式～二十歳の集い～	3月17日	新発田市民文化会館	1人	実行委員として式典の運営協力
第2回社会教育委員の会議	3月19日	新発田市生涯学習センター	7人	令和5年度事業見込・令和6年度事業計画（案）他	
村上市	令和5年度村上市第1回社会教育委員の会議兼公民館運営審議会	5月26日	村上市生涯学習推進センター	14人	令和4年度社会教育事業及び公民館事業実績 令和5年度社会教育事業及び公民館事業計画 令和5年度社会教育関係団体補助金交付審査
	社会教育委員等研修会	6月28日	新潟市黒崎市民会館	6人	県社連主催研修会（新潟市） 講演会、座談会、グループワーク
	第73回新潟県公民館大会 村上大会	8月30日	村上市民ふれあいセンター	7人	県公連・村上市主催 記念講演、事例発表 公民館運営審議会委員として出席
	第23回新潟県社会教育研究大会胎内大会兼令和5年度下越地区教育研究集会胎内大会	10月18日	胎内市産業文化会館	5人	県社連主催・胎内市共催 講演会、分科会
	令和5年度第2回社会教育委員の会議兼公民館運営審議会	3月13日	村上市教育情報センター	10人	令和5年度社会教育事業及び公民館事業実績 令和6年度社会教育事業及び公民館事業計画概要
五泉市	第1回社会教育委員会議	5月23日	五泉市総合会館	9人	R4事業報告・R5事業計画等
	第1回第3次五泉市生涯学習推進基本計画策定委員会	8月3日	五泉市総合会館	9人	計画策定のためのワークショップ
	五泉市・阿賀町・阿賀野市社会教育委員等合同研修会	9月29日	阿賀野市安田交流センター	6人	「これからの社会教育～社会教育委員の現状と役割に注目して～」と題しグループワーク。その後視察・情報交換会を実施。
	第2回第3次五泉市生涯学習推進基本計画策定委員会	10月5日	五泉市総合会館	9人	計画策定のための担当グループ別検討
	第2回社会教育委員会議	12月15日	五泉市総合会館	11人	R5中間報告
	第3回第3次五泉市生涯学習推進基本計画策定委員会	12月19日	五泉市総合会館	10人	基本理念等の決定
	第4回第3次五泉市生涯学習推進基本計画策定委員会	2月16日	五泉市総合会館	9人	計画冊子の最終確認
教育委員・社会教育委員合同会議	3月14日	五泉市総合会館	10人	「地域学校協働活動推進員の活動報告から、社会教育分野との連携を考える」と題し意見交換。その後情報交換会を実施。	

阿賀野市	社会教育委員の会議	6月29日	阿賀野市笹神支所	18人	令和5年度社会教育・公民館事業等の計画案について
	五泉市阿賀町阿賀野市 社会教育委員合同研修会	9月29日	阿賀野市安田交流センター	34人	市内社会教育施設見学と意見交換会
	社会教育委員の会議	10月23日	阿賀野市笹神支所	18人	令和6年度生涯学習課の事業計画素案について
	社会教育委員の会議	3月5日	阿賀野市笹神支所	18人	令和5年度社会教育・公民館事業等の報告について
	社会教育委員意見交換会	3月5日	阿賀野市笹神支所	6人	社会教育委員として今後の活動方針について
佐渡市	社会教育委員・公民館長合 同会議	4月28日	佐渡島開発総合センター	7人	令和5年度社会教育事業について意見交換
	社会教育委員の会議	6月26日	両津地区公民館	6人	新潟県社会教育研究大会胎内大会における発表について
	新潟県社会教育研究大会兼下 越地区社会教育研究集会胎内 大会	10月18日	胎内市産業文化会館	現地/2人 Zoom/5人	社会教育の学習
	社会教育委員の会議	11月22日	両津地区公民館	7人	社会教育事業に関する提案について
	社会教育委員の会議	2月14日	両津地区公民館	7人	社会教育事業に関する審議のまとめ
	社会教育委員の会議	3月18日	両津地区公民館	8人	社会教育事業に関する審議のまとめ 下越地区社会教育委員連絡協議会の在り方について
胎内市	第1回社会教育委員会・公 民館運営審議会	7月12日	胎内市役所黒川庁舎	7人	・社会教育認定団体に関すること ・講話「行動する社会教育委員」 ほか
	第23回新潟県社会教育研究 大会胎内大会	10月18日	胎内市産業文化会館	9人	大会への参加及び開催地の委員として開催に係る諸事に 従事
	第2回社会教育委員会・公 民館運営審議会	3月22日	胎内市役所黒川庁舎	6人	・令和6年度社会教育事業に関すること ・ワークショップ「地域で子どもを育む社会の実現」 ほか
聖籠町	聖籠町社会教育委員の会議	5月10日	聖籠町町民会館	13名	令和4年度社会教育事業報告 令和5年度社会教育事業計画
	聖籠町社会教育委員の会議	12月6日	聖籠町町民会館	10名	令和5年度社会教育事業中間報告
	社会教育事業参加	8月19日	聖籠町町民会館	2名	町民怪館きもだめししの運営参加
阿賀町	社会教育委員職員合同研修	4/21, 12/19	阿賀町公民館	22人	令和4年度事業報告・令和5年度事業計画審議 中間報告・令和6年度事業計画審議
	令和6年度社会教育委員等 研修会	6月28日	黒崎市民会館	3人	令和6年度社会教育委員等研修会
	第73回新潟県公民館大会	8月30日	村上市総合文化会館	7人	新潟県公民館大会
	阿賀野市・五泉市・阿賀町 社会教育委員等合同研修会	9月29日	阿賀野市安田交流センター	10人	社会教育・生涯学習研修会及び交流会
	第23回新潟県社会教育研究 大会	10月18日	胎内市産業文化会館	6人	新潟県社会教育研究大会
関川村	社会教育委員の会議	7月20日	関川村役場	11人	令和4年度事業報告及び令和5年度事業計画 社会教育委員の情報交換会
	社会教育委員の会議	2月21日	関川村役場	10人	令和5年度事業中間報告及び令和6年度事業計画(案) 令和5年度文化事業に参加した委員の意見・情報交換
粟島浦村	社会教育委員の会議	年3回	粟島浦村役場議会室	6人	年度計画・行事の活動支援
新潟市	第35期新潟市社会教育委員 会議(第6回)	6月1日	クロスパルにいがた	10人	令和5年度社会教育関係予算の確認、県社会教育研究大 会の発表内容についての協議
	第35期新潟市社会教育委員 会議(第7回)	7月20日	クロスパルにいがた	8人	令和4年度社会強両育関連事業の実施状況について確認、建 議策定スケジュールの確認、県社会教育研究大会の発表内容 についての協議
	第35期新潟市社会教育委員 会議(第8回)	10月12日	クロスパルにいがた	7人	県社会教育研究大会発表リハーサル、建議策定スケ ジュールおよび構成・分担について協議
	第35期新潟市社会教育委員 会議(第9回)	1月18日	クロスパルにいがた	9人	建議原案の確認と修正
	第35期新潟市社会教育委員 会議(第10回)	2月8日	クロスパルにいがた	7人(他意 見交換参加 者10人)	建議内容の発表、関係者との意見交換
	教育委員と社会教育委員と の建議報告会	3月18日	古町ルフル	2人(他意 見交換参加 者9人)	建議「社会的包摂の実現に向けた社会教育のあり方」を 教育委員会へ提出、教育委員との意見交換
	令和5年度 指定都市社会教 育主管課長会議及び社会教育 委員連絡協議会 (WEB開催)	7月5日	オンライン参加 (Zoom)	2人	会議への参加
	第54回関東甲信越静社会教 育研究大会栃木大会	11月 21~22日	栃木県総合文化センター、 ホテルニューイタヤ	1人	大会への参加
	令和5年度社会教育委員等 研修会 (新潟県)	6月28日	新潟市黒崎市民会館	4人	研修への参加
	令和5年度新潟県社会教育 研究大会胎内大会	10月18日	胎内市産業文化会館	5人	大会での発表

## 参考 社会教育法（抜粋）

### 第1章 総則

（この法律の目的）

**第1条** この法律は、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

（社会教育の定義）

**第2条** この法律で「社会教育」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

（国及び地方公共団体の任務）

**第3条** 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、第1項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

（国の地方公共団体に対する援助）

**第4条** 前条第1項の任務を達成するために、国は、この法律及び他の法令の定めるところにより、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、財政的援助並びに物資の提供及びそのあつせんを行う。

（市町村の教育委員会の事務）

**第5条** 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

- 1 社会教育に必要な援助を行うこと。
- 2 社会教育委員の委嘱に関すること。
- 3 公民館の設置及び管理に関すること。
- 4 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。
- 5 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。
- 6 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 7 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。
- 8 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関すること。
- 9 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。

- 10 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 11 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 12 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。
- 13 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第 18 条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。
- 14 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- 15 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- 16 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。
- 17 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。
- 18 情報の交換及び調査研究に関すること。
- 19 その他第 3 条第 1 項の任務を達成するために必要な事務  
(都道府県の教育委員会の事務)

**第 6 条** 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条各号の事務（第 3 号の事務を除く。）を行うほか、次の事務を行う。

- 1 公民館及び図書館の設置及び管理に関し、必要な指導及び調査を行うこと。
- 2 社会教育を行う者の研修に必要な施設の設置及び運営、講習会の開催、資料の配布等に関すること。
- 3 社会教育施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあつせんに関すること。
- 4 市町村の教育委員会との連絡に関すること。
- 5 その他法令によりその職務権限に属する事項

**第 7 条～第 9 条** 略

## 第 2 章 社会教育主事及び社会教育主事補

(社会教育主事及び社会教育主事補の設置)

**第 9 条の 2** 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。

2 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事補を置くことができる。

(社会教育主事及び社会教育主事補の職務)

**第 9 条の 3** 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

2 社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。

3 社会教育主事補は、社会教育主事の職務を助ける。

**第 9 条の 4～第 9 条の 6** 略

### 第3章 社会教育関係団体

(社会教育関係団体の定義)

**第 10 条** この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

(文部科学大臣及び教育委員会との関係)

**第 11 条** 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、専門的技術的指導又は助言を与えることができる。

**2** 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、社会教育に関する事業に必要な物資の確保につき援助を行う。

(国及び地方公共団体との関係)

**第 12 条** 国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によつても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。

(審議会等への諮問)

**第 13 条** 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 8 条に規定する機関をいう。第 51 条第 3 項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

**第 14 条** 略

### 第4章 社会教育委員

(社会教育委員の構成)

**第 15 条** 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

**2** 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

**第 16 条** 削除

(社会教育委員の職務)

**第 17 条** 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

- 1 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- 2 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- 3 前 2 号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

**2** 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

**3** 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(社会教育委員の定数等)

**第 18 条** 社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。

以下、略